

大田区立障がい者総合サポートセンター  
増築工事部分運営委託事業者募集要項

平成 29 年 5 月

大田区

# 大田区立障がい者総合サポートセンター 増築工事部分運営委託事業者募集要項

## I プロポーザルの趣旨

大田区では、平成 27 年 3 月 1 日に、障がい者の生活を総合的に支援する拠点として、『大田区立障がい者総合サポートセンター（以下「さぼーとびあ」という。）』を開設しました。さぼーとびあは現在、相談支援部門、居住支援部門、地域交流支援部門、就労支援部門の 4 部門を有しています。知的、身体、精神、発達、高次脳機能障がい等の方々に対しての相談から自立訓練、就労までの支援を行っています。

この度、隣接地において増築工事を行い、さぼーとびあの機能を拡充することになりました。ここでは医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方も利用できる短期入所と学齢期の発達障がい児の相談から療育までの支援を実施します。

運営については、さぼーとびあと同様に区立施設とし、民間事業者の専門性を活用した業務委託とします。

区と連携して障がい福祉に係わる新たな課題に積極的に対応し、区民サービスのより一層の充実と質の向上を図ることのできる、高い専門性と豊富な経験を持つ、熱意ある事業者を募集します。

運営事業候補者は、この要項により公募型プロポーザル方式により決定します。応募者の信頼性、運営能力、社会性及び見積価格等を総合的に評価し、運営事業候補者選定を実施します。候補事業者の選定にあたっては、常に利用者の視点に立ち、効率的で質の高いサービスが提供できること、及びさぼーとびあの目的を理解し、現在のさぼーとびあで行う業務とも連携した諸課題の解決ができるか等併せて審査を実施します。

## II 公募の概要

### 1 委託場所

- (1) 施設名称 大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分
- (2) 所在地 大田区中央四丁目 30 番 11 号
- (3) 施設の概要 建物概要にかかる計画図は、別紙 1「各階平面図・立面図」のとおりです。

2 開設予定 平成 31 年 3 月施設開設（予定）

3 運営委託期間 平成 31 年 3 月開設日から平成 32 年 3 月 31 日まで(予定)  
※ただし、契約締結は年度毎になります。

## 4 業務委託概要

さばーとぴあ増築工事部分で委託する業務は、以下（１）から（４）のとおりです。詳細は、９ページの『Ⅲ事業者が行う業務等 １業務の範囲（１）業務委託内容』と、別紙２の『大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分運營業務委託仕様書』及び別紙３から６の『「有床診療所」「短期入所」「18歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業」「放課後等デイサービス・地域支援事業（法外）」それぞれの業務委託仕様書』を参照してください。

### （１）有床診療所

短期入所事業利用者と学齢期発達障がい児等の外来診療と、10床（予定）の病床の入院診療を実施する他、有床部分を活用して、後述（２）における「短期入所」と、「重症心身障害児（者）短期入所病床確保事業」の活用を予定しています。また、後述（３）における「学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業」等の相談支援事業に当たっても、専門的な見地に基づく意見、相談支援を実施します。

#### ① 根拠法令

本業務を実施する上での根拠となる法令・事業は、以下のとおりです。

ア 医療法に基づく「有床診療所」

※有床診療所の病床数については、東京都への有床診療所新規開設許可申請後に決定される予定です。

### （２）短期入所（２階、３階部分）

介護を行う者の疾病やその他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった重度の障がい者を受け入れ、重度の障がい者でも住み慣れた地域で長く住み続けられるよう、大田区における『多機能拠点整備型（単独型）』の拠点施設としての役割を果たします。重度の障がい者の中には、医療的ケアの必要もある障がい者も含まれます。本業務は、（１）の有床診療所の空床利用型短期入所事業所として実施します。加えて、東京都が実施主体である『重症心身障害児（者）短期入所病床確保事業』の活用を予定しています。なお、東京都への有床診療所新規開設許可申請により病床数が確保できない場合は、単独型事業所として短期入所を実施します。

#### ① 根拠法令

本業務を実施する上での根拠となる法令・事業は、以下のとおりです。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「短期入所事業」

### （３）18歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業

（主に４階部分）

現在のさばーとぴあの相談支援部門と連携して、18歳未満の児童に関する基本

相談・サービス利用にかかる計画相談を実施する他、有床診療所の機能を活用して、学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・診察・評価事業を実施します。

① 根拠法令

上記業務を実施する上での根拠となる法令・事業は、以下のとおりです。

ア 児童福祉法に基づく「障害児相談支援事業」

イ 障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業」

(4) 放課後等デイサービス・地域支援事業（主に5階部分）

上記（3）での『学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業』を経た結果、必要と認められた児童に対しての療育や、当該児童が集団生活を営む小学校、児童館その他施設等に訪問し、必要な環境整備等を実施します。合わせて小学校、児童館その他児童が集団生活を営む施設等に対して、発達障がいについての理解啓発を推進する事業を実施します。

① 根拠法令

上記業務を実施する上での根拠となる法令・事業は、以下のとおりです。

ア 児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」

イ 区独自事業「地域支援事業」

## 5 応募資格

(1) 応募資格

次の事項を満たす者とします。

- ① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所を現に運営している社会福祉法人・特定非営利活動法人・株式会社等であること。
- ② 大田区の障がい者福祉施策をよく理解し、積極的に協力する事業者であること。
- ③ 重症心身障がい児者や発達障がい児に係る医療と福祉の業務実績を有する事業者であること。
- ④ 関係法令等の規程に基づき、業務運営に当たれること。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は応募者になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規程により、区における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- ② 大田区及び国や他の自治体の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている団体
- ③ 国税や地方税等を滞納している団体
- ④ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない団体
- ⑤ 地方自治法第92条の2（議員の関係私企業への就職の制限）、第142条（長の請負人等になることの禁止）、第166条（副区長の兼職禁止・事務引継）

及び第 180 条の 5 第 6 項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する団体

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団員、又は暴力団員若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体

## 6 応募に当たっての要件

応募に当たっては、以下の要件を前提とします。

- (1) 増築工事部分の各業務の運営に当たっては、関係法令及び区例規に基づき、さぼーとびあの役割と責務をよく理解し連携を密に図り業務に当たること。
- (2) 利用者・その保護者、地域住民との関わりを大切にすること。
- (3) 区職員と連携を図ること。
- (4) 個人情報保護などを定める関係法令を遵守し管理を徹底すること。
- (5) 受託事業者は、受託開始後、事業者職員の故意又は過失により利用者に損害を与えた場合は、事業者はその損害を賠償すること。また、区が損害を受けた場合は、区の責に帰する場合を除き、事業者の責任で賠償すること。
- (6) この要項に定める事業は、平成 30 年度予算（案）について議会の議決を得られることを条件として、区と事業者との間で運營業務委託契約を締結して実施するものであること。

## 7 応募に関する留意事項

### (1) 応募事項の承諾

応募者は、書類の提出を持って本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容の変更、又は追加はできません。ただし、応募書類に記載の役員の辞職、失職、死亡等の場合はこの限りではありません。

### (3) 応募者の失格

以下の要件に該当した場合は、選考の審査対象から除外します。

- ① 応募資格を満たさなくなった場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要領に定める手続を遵守しない場合
- ④ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑤ 社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められる場合
- ⑥ その他不正行為があった場合

### (4) 費用負担

提出された書類の作成に要する費用、旅費、その他応募に関し要する費用は、

全て応募者の負担とします。

(5) 応募書類の取扱い、著作権

応募者の提出する書類の著作権は作成した応募者に帰属します。応募書類は、大田区情報公開条例に基づき、区に対する情報公開の対象文書となります。この場合、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。ただし、公開することで個人が識別されたり、法人等の正当な利益を害するおそれがあると区が判断する部分は公開しません。

なお、提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

(6) 開設準備業務委託

区は、増築工事部分の開設日からの業務を円滑に開始するため、選定結果通知後、別途、選定法人と開設準備業務委託契約を締結する予定です。契約締結日から開設までの期間において、選定法人は、職員を順次採用するなど開設に向けた準備を進めることとします。開設準備期間中に委託を想定している業務は、10 ページの『(2) 開設準備期間中の対応』を参照ください。

また、区は、開設準備業務用の執務スペースを確保し、平成 30 年 4 月 1 日以降の区が定める日から、利用できる環境を整える予定です。なお、さぼーとびあ新施設の使用が可能となるのは、竣工後の平成 31 年 1 月以降の予定です。

## 8 事業者の募集及び選定方式

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、外部の有識者を含む「大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分運営委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による選考を行い、候補事業者を選定します。

## 9 公募スケジュール

日程については変更することがあります。

項目	時期
募集要項等の公表（HP）	平成 29 年 5 月 11 日
申請書類配付	5 月 11 日（木）～6 月 12 日（月）
募集内容に関する質問の受付期間	5 月 11 日（木）～5 月 19 日（金）
質問に対する回答	5 月 26 日（金）
応募書類の受付期間	5 月 29 日（月）～6 月 12 日（月）
第一次審査（書類審査）	7 月中旬
応募者運営施設の調査※必要に応じて実施	7 月中旬～7 月下旬
第二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	7 月中旬～7 月下旬

総括審査	7月下旬
選定結果通知	7月下旬
開設準備業務委託契約	選定結果通知後、契約締結予定～開設日前日まで
開設	平成31年3月（予定）

## 10 応募手続きの流れ

### (1) 募集要項の公表

大田区のホームページにより公表します。

(URL : <http://www.city.ota.tokyo.jp>)

募集要項の内容が変更になった場合は、速やかに更新版を区のホームページに掲載します。この場合、応募者への個別のお知らせはしませんのでご了承願います。

### (2) 書類配付、提出先及び問い合わせ先

大田区立障がい者総合サポートセンター管理係（担当）石田・小泉

〒143-0024 大田区中央四丁目 30 番 11 号

電話：03-5728-9133 FAX：03-5728-9136

### (3) 募集要項に関する質問の受付

募集要項などに関する質問を次のとおり受け付けます。

#### ① 受付期間

平成29年5月11日（木）から5月19日（金）

#### ② 受付時間

8時30分から17時まで

#### ③ 受付方法

「質問票」（様式1）に必要事項を記入の上、FAXで上記（2）へ送付してください。メールでの質問も受け付けます。送付先アドレスは、別途上記（2）へお問い合わせください。

質問に対する回答は、5月26日（金）以降、区のホームページで一括回答します。個別の回答はいたしません。

#### ④ 注意事項

今回の募集と直接関係がないと判断した質問については、回答いたしません。

### (4) 応募書類の受付

① 提出期間 平成29年5月29日（月）から6月12日（月）まで  
（土曜日、日曜日、祝日は除く）

② 受付時間 8時30分から17時まで

③ 提出先 上記（2）提出先まで、直接ご持参ください。  
提出の際には、事前に電話で日時をお知らせください。

- (5) 第一次審査  
 応募書類の内容について、評価基準に基づき審査を実施します。第一次結果は応募者に郵送で通知します。
- (6) 応募者運営施設の調査  
 第一次審査を通過した応募者が現に運営する施設の調査を行う場合があります。日程等は、別途通知します。
- (7) 第二次審査  
 第一次審査を通過した応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。日程等については、第一次結果とともに郵送で通知します。
- (8) 選定結果の通知  
 選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して郵送で通知します。なお、後日区ホームページに掲載します。
- (9) 開設準備業務委託  
 開設準備期間に関しては、選定された事業者と別途契約締結する予定です。

## 11 応募書類の提出について

- (1) 所定の日時まで、以下の書類を提出してください。

提出書類		部数
(応募書類)		
1	大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分運営委託事業者選定参加申込書(様式2)	正本1部
2	書類提出日3か月以内に発行された登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	原本1部
3	事業者概要(様式3)	正本1部・副本14部
4	企画提案書(様式4)	正本1部・副本14部
5	開設準備期間の経費見積書(様式5)	正本1部・副本14部
6	運営経費見積書(様式6)	正本1部・副本14部
(財務書類)		
1	直近決算分の法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その1)※	原本各1部
2	事業報告書(※1 決算書を含む。) 直近3年分	正本各1部
3	事業計画書(予算書を含む。) 直近2年分	正本各1部

(※1 決算書)

\* 書類の提出に当たっては編集方法の確認のため事前に正本及び副本各1部を提出して下さい。

確認後正本1部、副本14部を作成、編集して下さい。

\* 社会福祉法人：資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録



\*特定非営利活動法人：貸借対照表、収支計算書、財産目録、収益事業に関する書類(損益計算書、貸借対照表、利益処分計算書)

\*株式会社：損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費の明細書、株主資本等変動計算書、附属明細書個別注記書

(2) 提出書類の編集方法

- ① 複写することがあるので、クリアファイル、紙ファイル等を使用しないでください。
- ② 企画提案書は「様式4」を表紙として、20 ページ以内とします。A4 版縦左とじし、目次を作成し、ページ番号を付してください。インデックスはつけないでください。
- ③ 企画提案書の副本には事業者の名称が特定できる又はそれを類推できるものは記載しないでください。(例えば、受託している施設、自治体名、事業者が識別できるマークやロゴ、表記等) やむを得ない場合は、該当箇所にマスキング(塗りつぶし) 処理を施してください。

(3) 提出先

大田区立障がい者総合サポートセンター管理係 (担当) 石田・小泉

〒143-0024 大田区中央四丁目 30 番 11 号

電話：03-5728-9133 FAX：03-5728-9136

(4) 応募者の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式7) を提出してください。

### Ⅲ 事業者が行う業務等

#### 1 業務の範囲

(1) 業務委託内容

以下の業務を一括して委託します。詳細は、別紙2の大田区立障がい者総合サポートセンター増築部分運営業務委託仕様書を参照してください。また、各業務の詳細は、別紙3から6の「有床診療所」「短期入所」「18歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業」「放課後等デイサービス・地域支援事業(区独自事業)」それぞれの業務委託仕様書を参照してください。

① 有床診療所

ア 医療法に基づく「有床診療所」

イ 上記事業を遂行する上で必要な関係機関との連携業務

② 短期入所

ア 障害者総合支援法に基づく「短期入所事業」(空床利用型、医療型)

イ 上記事業を遂行する上で必要な関係機関との連携業務

③ 18歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価

事業

- ア 児童福祉法に基づく「障害児相談支援事業」
  - イ 障害者総合支援法に基づく「特定相談支援事業」
  - ウ 有床診療所の機能を活用して、学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・診察・評価事業
  - エ 上記アイウ事業を遂行する上で必要な関係機関との連携業務
- ④ 放課後等デイサービス・地域支援事業（区独自事業）
- ア 児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業」
  - イ 区独自事業「地域支援事業」
  - ウ 上記アイ事業を遂行する上で必要な関係機関との連携業務

## （２）開設準備期間中の対応

選定法人は、開設日から業務を円滑に開始するため、事前に区の打合せ等に参加していただき開設準備を行います。開設準備期間に関しましては別途、開設準備業務委託契約を締結する予定です。

### ① 開設準備期間中に想定している業務委託内容

- ア 事業者指定手続き
- イ 事業計画作成
- ウ 事業運営に必要なマニュアル類の整備
- エ 人材育成計画作成と、それに基づく研修受講、施設見学
- オ 職員採用計画作成
- カ 利用希望者面談、個別支援計画の作成
- キ 事業案内パンフレット案の作成
- ク 自立支援協議会、その他各種ネットワーク会議への参加
- ケ 事業実施に必要な物品購入にかかる予算案作成
- コ その他、増築工事部分開設にあたり必要な準備事務

### ② 開設準備事務を実施する期間

選定結果通知後の開設準備委託契約締結後から平成 31 年 3 月の開設日前日まで

## 2 職員の配置基準

### （１）職員及び職員数

さぼーとぴあ増築工事部分の運營業務委託全般について、障がい者福祉業務において豊富な経験と識見、能力を有し、当該事業を行う際に必要な人員を確保する計画としてください。詳細は、別紙 2 の大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事部分運營業務委託仕様書、別紙 3 から 6 の「有床診療所」「短期入所」「18 歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業」「放課後等デイサービス・地域支援事業（区独自事業）」

それぞれの事業委託仕様書を参照してください。

## (2) 区職員の配置

現在、障がい者総合サポートセンターには、区職員として、所長、次長、管理係、相談支援調整係、就労支援調整係を設置しており、現在の施設部分を運営する事業者と連携を取って業務を遂行しています。ただし、組織体制、配置人数は未定です。

# IV 事業者の選定

## 1 選定方法

応募者の運営能力、信頼性・社会性及び見積価格を総合的に評価し決定します。運営能力および評価に当たっては、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による選考を行います。

### (1) 申請書類の確認

応募者から提出された申請書類に基づき、欠格事項の有無等を障がい者総合サポートセンター内で確認し、水準を満たした団体を以下の選定委員会に諮ります。

### (2) 選定委員会の設置

事業者の選定に当たっては、外部の専門家を含む選定委員会を設置し、同委員会において評価を行った上で、候補者を決定します。審査の公平性を確保するため、応募団体名を伏せた上で、選定を行います。

### (3) 第一次審査（書類審査）

応募者の財政状況については、決算書等に基づき、公認会計士等の専門機関による財務診断を実施します。この結果、経営状況に重要な問題があると判断された団体は、第一次審査において失格とする場合があります。

### (4) 運営中の施設の調査

第一次審査を通過した応募者について、現に運営中の施設の調査を行うことがあります。具体的な日時・調査施設・調査方法等については、別途調整させていただきます。

### (5) 第二次審査

第一次審査を通過した団体に対して、平成 29 年 7 月中旬にプレゼンテーション（非公開）及び委員質疑による審査を行います。

## (6) 選定基準

各委員が、次表の評価項目に沿って第一次審査、第二次審査を行い、その総合評価が最も高い申請団体を運営委託候補者とします。

評価区分		評価項目
第一次審査	提出書類等に基づく評価	事業運営に対する実績 提案価格の評価 事業者の財務諸表 事業報告書（決算書を含む。） 事業計画書（予算書を含む。）
	基本方針及び運営	事業運営に対する理念及び基本方針 利用者サービスの向上に向けた具体的運営内容
	人事管理	人材確保・人材育成 職員の配置及び勤務体制
	事業内容	1 有床診療所 2 短期入所 3 18歳未満の相談支援窓口、学齢期の発達障がいに関する相談・診察・評価事業 4 放課後等デイサービス・地域支援事業（区独自事業）
安全管理	衛生管理・維持管理 事故防止・安全対策	
第二次審査	プレゼンテーション ヒアリング	事業の理解度 質疑応答等

## (7) 選定結果の通知及び公表

審査結果について、応募者全員に書面で通知します。また、選定の結果概要については、区ホームページなどで公表します。

## V その他事業実施中に留意する点

### 1 苦情解決

苦情に関しては、サービスの適切な利用及びサービスの質の向上に資するよう、事業者自らが適切に対応してください。

## 2 帳簿書類等の提出

区の監査委員等が区の事務業務を監査するために必要があると認められる場合、事業者に対して、帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

## 3 業務の継続が困難になった場合等の措置

受託者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに区に報告するものとし、その場合は次のとおりとします。

### (1) 受託者の責めに帰すべき事由によるとき

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、区は、受託者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。受託者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、区は業務委託契約を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、この場合、区に生じた損害は受託者が賠償するとともに、次期受託者が円滑かつ支障なく業務遂行できるよう、適切に引継を行うものとし、ます。

### (2) 損害賠償

前記(1)により業務委託契約を取り消された場合は、受託者は区に生じた損害を賠償しなくてはなりません。

### (3) その他の事由により事業の継続が困難になった場合の取扱い

災害その他の不可抗力等、区及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、双方で業務継続の可否等について協議することとします。

## 4 予算の議決と事業の執行について

区議会において予算の議決が得られない場合、または否決された場合は事業を停止する場合があります。この場合、区は受託候補者に対して一切の保証をいたしません。

## 5 その他協議すべき事項

業務委託契約書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、区及び受託者双方が誠意をもって協議することとします。